

議案第 37 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 18 号）が施行されたことに伴い、受給資格等の確認について所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じ</u>て、支給認定保護者の提示する支給認定証<u>(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>以下省略</p>